

受託中小企業振興法の概要

近畿経済産業局

目次

1. 振興法等の概要
2. 振興法の改正内容等
3. 振興法に関連する取組等

目次

1. 振興法等の概要
2. 振興法の改正内容等
3. 振興法に関連する取組等

振興法（受託中小企業振興法）の概要

※赤色は改正内容

法目的

受託中小企業の振興

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

特定運送委託

②規模要件 (製造業、建設業、 運輸業その他)

委託
事業者

資本金が受託事業者より1円でも大きい

常時使用する従業員数が、受託事業者より1人でも多い

中小
受託
事業者

資本金3億以下(個人含む)

常時使用する従業員300人以下

②規模要件 (サービス業)

委託
事業者

資本金が受託事業者より1円でも大きい

常時使用する従業員数が、受託事業者より1人でも多い

中小
受託
事業者

資本金5千万以下(個人含む)

常時使用する従業員100人以下(個人含む)

具体的な措置

① **経済産業大臣が**中小受託事業者と委託事業者のよるべき基準として「**振興基準**」※を定める。

※パートナーシップ構築宣言では振興基準遵守が必須(約8万社が宣言)。業界団体の自主行動計画(33業種・88団体)にも振興基準の遵守が盛り込まれる

② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への**指導・助言又は勸奨**。

③ **調査、公表** (例: 価格交渉・転嫁等の状況の「**発注者リスト**」(発注側企業446社及び71の国の機関・地方公共団体)を公表)

④ サプライチェーンの**多段階**にある受注側企業と発注側企業が協力して作成する「**振興事業計画**」について、金融支援。

⑤ **国及び地方公共団体の責務、連携強化**。

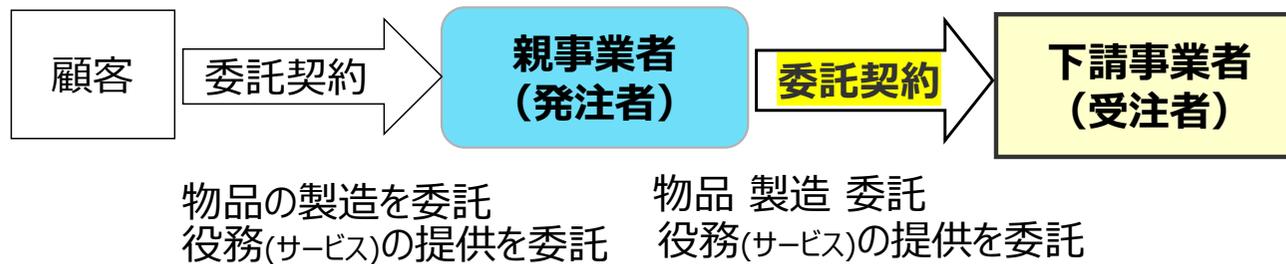
1. 趣旨・目的

- 下請関係を改善し、下請中小企業の振興を図るための法律。

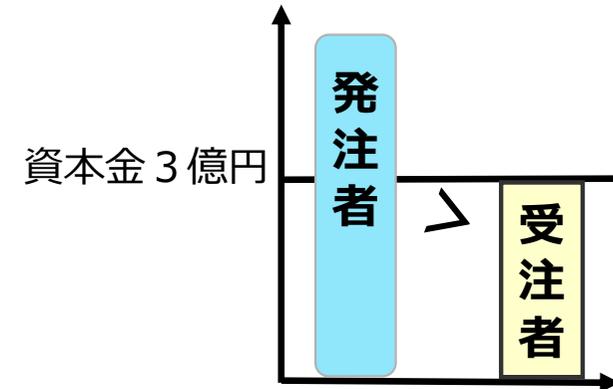
2. 適用対象

- (1) + (2) を満たす親事業者・下請事業者が適用対象。

(1) 委託契約類型 (下請法と同様)



(2) 資本金 (下請法より広い)



3. 具体的な措置

① 経済産業大臣が「振興基準」※を定める。

※下請事業者と親事業者のよるべき基準。振興基準に基づき、業界団体は自主行動計画を策定 (31業種・85団体)
(例: 『労務費の指針』に沿って十分に協議を行う、「原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す」等)

② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への指導・助言。

③ 調査、公表 (例: 価格交渉・転嫁の状況の「発注者リスト」(延べ985者)を、社名入りで公表)

④ 下請企業と親企業が協力して作成する「振興事業計画」について、金融支援。

振興法に基づく「振興基準」について

- 「振興基準」は、振興法に基づき経済産業大臣が定める、委託事業者及び中小受託事業者が「よるべき一般的な基準」
- 振興基準は、
 - ① 振興法に基づく大臣名での「指導・助言・勧奨」の基準、
 - ② 各業界団体（91団体）が作成する自主行動計画で、振興基準の遵守が謳われ、
 - ③ パートナーシップ構築宣言した企業は、「振興基準を遵守する」旨を宣言・公表することから、発注者の取引方針の適正化に活用しうるもの

受託中小企業振興法（令和8年1月1日施行）

（振興基準）

第3条 経済産業大臣は、受託中小企業の振興を図るため**中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準**(以下「振興基準」という。)を定めなければならない。

（指導等）

第4条 **主務大臣は**、受託中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、中小受託事業者又は委託事業者に対し、**振興基準に定める事項について、指導又は助言を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨するものとする。**

目次

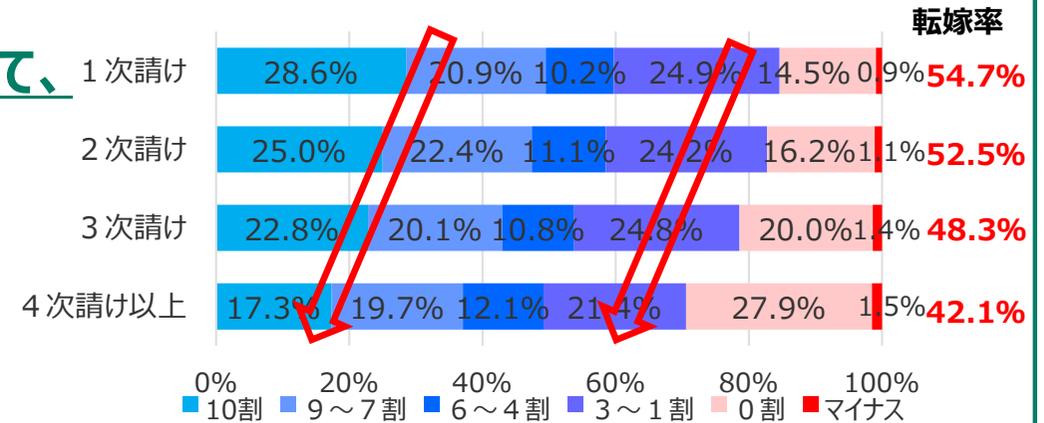
1. 振興法等の概要
2. 振興法の改正内容等
3. 振興法に関連する取組等

振興法の改正事項の概要①（多段階の事業者が連携した取組への支援）

課題①（サプライチェーンの深層における取引適正化対策）

- サプライチェーンの取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低い。（価格交渉促進月間（2025年9月）結果）
- 直接の取引先を越えて、1つ先、「数次先の取引先まで含めて、価格交渉」しない 商習慣。

※受注側企業の取引段階と価格転嫁率

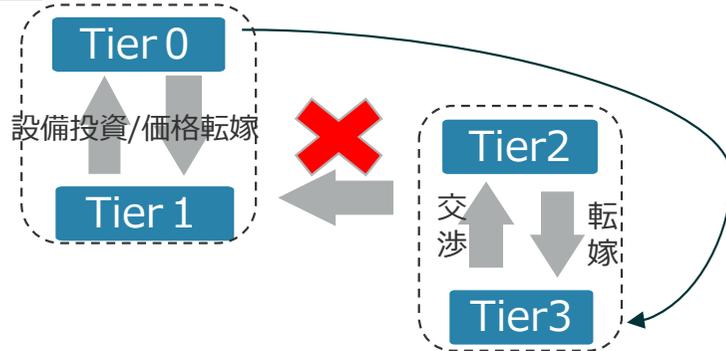


改正内容①（多段階の事業者が連携した取組への支援）

【第5条関係】

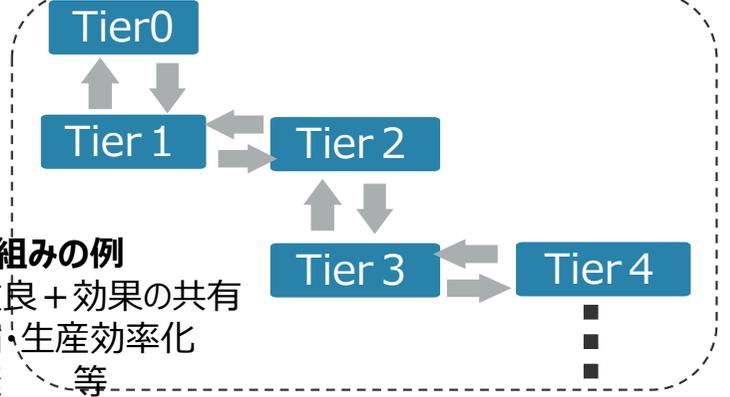
現行法

支援対象の事業計画は、**直接の取引関係のみ**



法改正

直接の取引関係に限らず支援可能に



※事業計画・取組みの例
自動車部品の改良+効果の共有
製造時間の短縮・生産効率化
保管金型の廃棄 等

- ◆ 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、**2以上の取引段階にある事業者による振興事業計画に対し、承認・支援**できる旨を追加。

⇒ **直接の取引先との関係のみならず、サプライチェーン全体の取引適正化等の取組を促す**メッセージ

課題② (地方公共団体における取引適正化対策)

➤ 地方における価格転嫁の推進には、**都道府県毎の取引適正化に向けた取組が重要。**

<取組例>

- ① **パートナーシップ構築宣言** (発注者の立場でサプライチェーン全体の付加価値向上・取引慣行の遵守を宣言。8.3万社) の普及のために**経済団体との協定締結**
- ② **宣言企業への補助金加点等のインセンティブ**
- ③ **価格交渉セミナー**の実施

※ **パートナーシップ構築宣言普及に向けた各都道府県の取組**
「第6回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議(令和7年2月)」資料2-3



改正内容② (国・地方公共団体の責務規定新設)

【新第23条関係】

◆ **地方公共団体は受託中小企業の振興に必要な取組の推進等に努める、国・地方公共団体等が密接な連携の確保に努める**旨を規定。

⇒ **全国津々浦々の価格転嫁を推進**

新たな取組：全国47都道府県に設置されている取引かけこみ寺に寄せられる**中小企業からの声の一層の活用のための連携強化**

課題③（主務大臣による指導助言を受けても改善しない例）

- 取引Gメンのヒアリング結果、価格交渉促進月間における調査結果を受けて、価格交渉・価格転嫁等の状況が芳しくない事業者に対し、主務大臣による指導・助言を実施。
⇒ 取引方針が改善される等、一定の効果あり。
- 他方、何度か指導・助言を受けても、取引方針が改善されない事業者も存在。
⇒ そうした事業者は、改善の意思はあるものの、どのような取組を講じるべきか、具体的な検討が不十分な者あり。

改正内容③（主務大臣の権限強化「勸奨」）

【第4条関係】

- ◆ 主務大臣が指導・助言したものの、状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して、その実施を促す（「勸奨」する）ことができる旨を規定。
⇒ 価格転嫁・取引適正化の実効性を高める。
※取適法違反事業者に対しては取適法に基づき対応。

振興法の改正事項の概要④ (適用対象の追加)

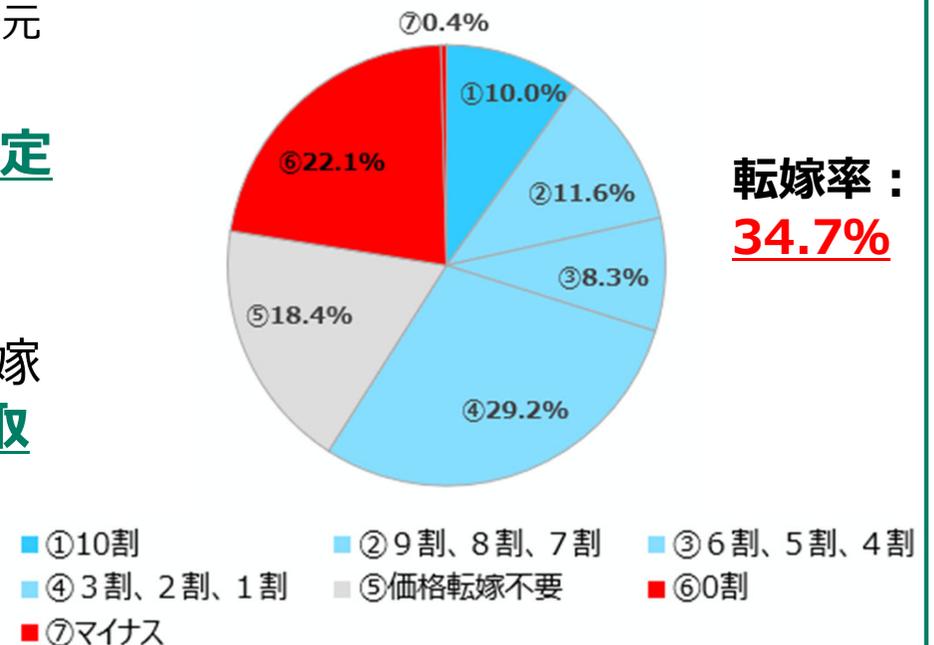
課題④ (i 発荷主-元請運送事業者の取引、ii 資本金基準で捉えられない取引の価格転嫁)

➤ トラック運送の価格転嫁率は全業種で最下位であり (価格交渉促進月間 (2025年9月)、商流の源 (発荷主-元請運送) から価格転嫁を推進する必要。

⇒ 運賃を交渉で決めるという商習慣を業界で定着させる必要。

➤ サプライチェーン全体で円滑かつ迅速な価格転嫁を定着させるには、資本金の大小関係がない取引でも価格転嫁を推進する必要。

※トラック運送業の価格転嫁の状況【コスト全般】



改正内容④ (適用対象の追加)

【新第2条第1項第6号、第4項、第5項関係】

◆ ①発荷主-運送の取引 (下請法と同様) ②従業員の大小関係がある委託事業者 (取適法より広い) を追加。

⇒ 中小企業同士等、**取適法の対象外の取引も含めて**、支援または指導・助言・勧奨の対象とし、**価格転嫁・取引適正化を浸透させる**

改正内容⑤（「下請」という用語の改正）

【題名、第1条、第2条等関係】

◆ 「下請」等が含まれる用語を、振興法においても改正する。

「下請中小企業」 ⇒ 「受託中小企業」

「親事業者」 ⇒ 「委託事業者」

「下請中小企業振興法」 ⇒ 「受託中小企業振興法」

法改正をふまえた「振興基準」の改正（令和8年1月1日施行）

1. 振興基準の趣旨・理念の明記

前文で、委託事業者・中小受託事業者**双方が適正な利益**を得て、直接の取引先から**更に先の取引先も含めた事業者間の協力**や、サプライチェーンの**深い層を含む、サプライチェーン全体**で付加価値向上を目指す旨を明確化。

2. 中小受託事業者の利益保護に繋がるよう、「中小受託取引適正化法」の改正の反映や、取引における留意事項の追記

取適法運用基準（通達）に記載の**不適切な取引事例は行わないこと**や、**手形払いの禁止**、サプライチェーン全体での**支払手段の適正化**に努める旨を追記。

また、「**契約後に不当なやり直し・受領拒否が生じないよう発注内容を明確化**」「**発注量が予定より合理的理由なく大きな乖離が生じる場合の、発注者からの自主的協議**」を促す旨を規定。

3. 振興事業計画の活用促進

複数の取引段階（事業者1→2→3）の事業者による振興事業計画が、支援対象に追加されたことを踏まえ、本計画の活用を促す旨を新たに規定。

4. 振興基準を活用しやすく整理（例：「交渉」に関する規定の集約など）

価格交渉、転嫁を求める立場の**中小受託事業者が活用しやすいよう**、交渉、転嫁に関するルールを集約するなど**構成を整理**。中小企業が、本基準を**交渉等で活用すべき旨**も明記。

5. 「下請」等用語の改正

「親事業者」→ 「委託事業者」、「下請事業者」→ 「中小受託事業者」 等

※改正振興基準は中小企業庁HPからご確認できます→



目次

1. 振興法等の概要
2. 振興法の改正内容等
3. 振興法に関連する取組等

各業界団体による自主行動計画の策定

取引適正化に向けた自主行動計画 策定団体 33業種91団体（令和8年1月時点）

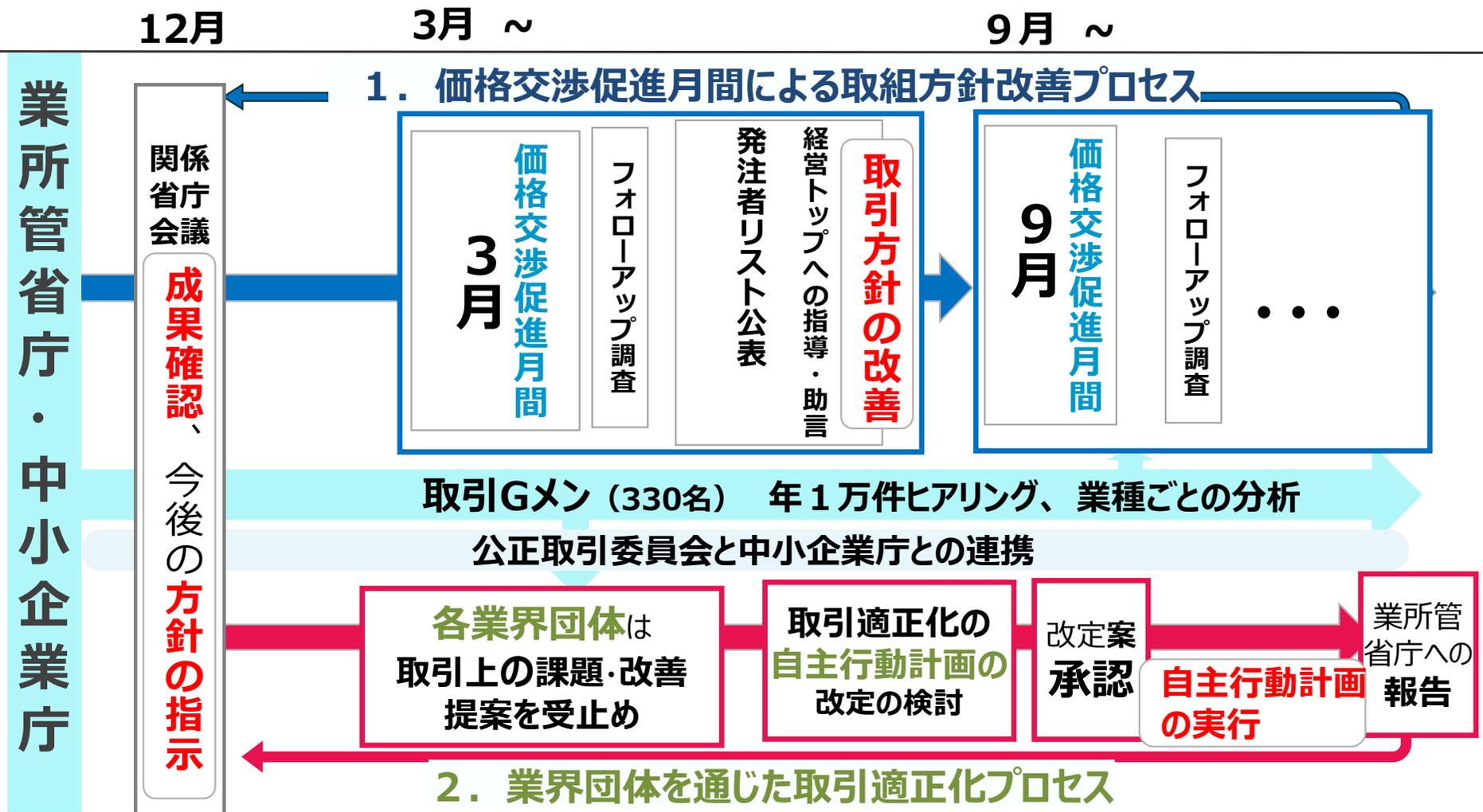
自動車（日本自動車工業会／日本自動車部品工業会）、
素形材（日本金型工業会／日本金属熱処理工業会／日本金属プレス工業協会／日本ダイカスト協会／日本鍛造協会／日本鋳造協会／日本鋳鍛鋼会／日本粉末冶金工業会／日本鍛圧機械工業会／日本工業炉協会／日本バルブ工業会）、
機械製造業（日本建設機械工業会／日本産業機械工業会／日本工作機械工業会／日本半導体製造装置協会／日本ロボット工業会／日本分析機器工業会／日本計量機器工業連合会／日本鉄道車輛工業会）、
航空宇宙（日本航空宇宙工業会）、
繊維（日本繊維産業連盟）、
紙・紙加工（日本製紙連合会／全国段ボール工業組合連合会）、
電機・情報通信機器（電子情報技術産業協会／日本電機工業会／カメラ映像機器工業会／情報通信ネットワーク産業協会／ビジネス機械・情報システム産業協会／日本万引防止システム協会）、
家電（大手家電流通協会）、
情報サービス・ソフトウェア（情報サービス産業協会）、
流通（日本スーパーマーケット協会／全国スーパーマーケット協会／日本フランチャイズチェーン協会／日本チェーンドラッグストア協会／日本ボランタリーチェーン協会／日本DIY・ホームセンター協会）、
家具・建材・住宅設備（日本建材・住宅設備産業協会／アジア家具フォーラム／日本オフィス家具協会／日本家具産業振興会／全日本ヘッド工業会／日本ガス石油機器工業会）、
金属（日本電線工業会／日本鉄鋼連盟／日本アルミニウム協会／日本伸銅協会）、
防衛（日本防衛装備工業会）、
警備（全国警備業協会）、

化学（日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成品工業協会／石油化学工業協会／日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟）、
通信（電気通信事業者協会／日本インターネットプロバイダー協会／テレコムサービス協会／デジタルメディア協会）、
放送コンテンツ（放送コンテンツ適正取引推進協議会）、
トラック運送（全日本トラック協会）、
建設（日本建設業連合会／全国建設業協会）、
金融（全国銀行協会）、
商社（日本貿易会）、
印刷（日本印刷産業連合会）、
造船（日本造船工業会／日本中小型造船工業会）、
住宅（住宅生産団体連合会）、
広告（日本広告業協会）、
電力（送配電網協議会）、
食品製造業（食品産業センター／酒類業中央団体連絡協議会）、
食品卸売業（日本加工食品卸売協会／日本外食品流通協会／日本給食品連合会／全国給食事業協同組合連合会／全国青果卸売市場協会／全国魚卸売市場連合会）、
飲食業（日本フードサービス協会）、
農業（全国農業協同組合中央会）、
不動産管理業（マンション管理業協会／日本賃貸住宅管理協会）、
映画・アニメーション制作業（日本動画協会／日本映画製作者連盟／協同組合日本映画製作者協会／日本映像職能連合／日本映画制作適正化機構）、
その他のサービス業（全国ビルメンテナンス協会）

取引方針の改善サイクル（個別企業および各業界全体）

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が高騰する中、コスト上昇分をサプライチェーン全体で適切に分担し、中小企業の賃上げ原資を確保するためにも、以下の2つの適正化プロセスを確立し、価格転嫁はじめ取引適正化を継続的に推進。

- 1 価格交渉促進月間の推進により、個別企業の取引方針の改善
- 2 業界団体を通じ、業界全体での取引適正化



パートナーシップ構築宣言とは

事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。以下 2 点を盛り込んでいる。

- (1) サプライチェーン全体の**共存共栄**と**新たな連携**（脱炭素化、情報化等）
- (2) **委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行**（※）（振興法に基づく「**振興基準**」）を**遵守**し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正
※発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護 等



パートナーシップ構築宣言とは | 宣言するメリット | 宣言の登録 | 会議・イベント | 登録企業リスト | お知らせ | FAQ・お問合せ

大企業と中小企業が共に成長できる
持続可能な関係を構築するために！

ご静聴ありがとうございました。

アンケートへの御回答よろしく申し上げます。



<https://forms.gle/r3uas9RbpwvbRs4N6>

參考資料

適正取引講習会

参加申し込みはこちら→



1. 価格交渉講習会

- 取引先との価格交渉に役立つツールやポイントを解説し、実際の事例を基に具体的なアドバイスを提供する講習会
- 専門家による個別相談会も開催
- 全国47都道府県にて対面開催（各1回）
- 受講者の満足度は高く、延べ8000人以上が参加（令和6年度実績）



講習会参加者の声
Voice's

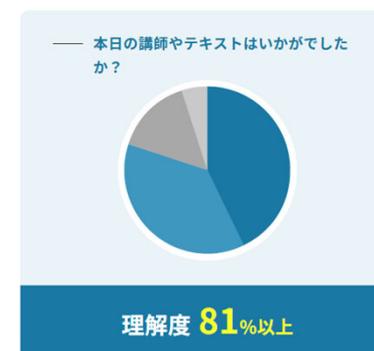
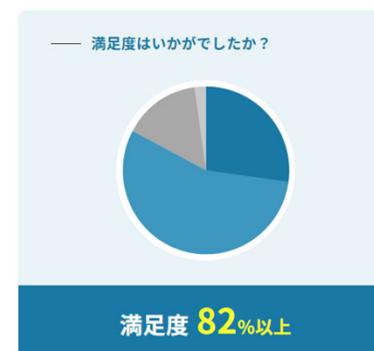
講習会の内容が今後の価格交渉にすぐに取り入れられるような実践的なものだった。公的機関のサポートや相談窓口も積極的に活用したいと思う



2. 中小受託取引適正化法（改正下請法）講習会

- 改正下請法の基礎知識を学べる無料のオンライン講習会、理解をさらに深められるEラーニングを提供
- 社内、地域で幅広く参加可能
- ビジネスシーンに精通した弁護士が解説
- 理解度、満足度共に80%以上

受講者アンケート



参加申し込みはこちら → <https://tekitorisupport.go.jp/>

（適正取引支援サイト）

振興事業計画

振興事業計画の概要（振興法第5条）

- 委託事業者と中小受託事業者等が、**受託中小企業を振興する事業**について、その振興事業の実施に関する計画（**振興事業計画**）を作成し、主務大臣の承認を受けることができる制度。
- 振興事業を実施する際に必要な資金については、**保険の限度額の別枠化、低利融資等の支援措置**を受けることができる。

➤ 受託中小企業を振興する事業（振興事業） ※具体例は次ページ

1. 委託事業者の発注分野の明確化
2. 委託事業者の発注方法及び取引条件の改善
3. 中小受託事業者の施設又は設備の導入
4. 中小受託事業者の技術の向上
5. 中小受託事業者の事業の共同化

※振興事業計画の必要記載事項

- 目標/内容
- 実施時期
- 必要な資金額/調達方法

➤ 支援制度

	対象企業者	根拠法	対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率(年率)
振興事業関連保証(57)	承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する中小受託事業者たる中小企業者	「受託中小企業振興法」(昭和45年法律第145号)	○振興事業資金 ○普通・無担保・特別小口・流動資産担保保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41 特別小口 0.19% 流動資産担保 0.29%

振興基準の改正

改正「振興基準」の規程の整理（項目は法律列挙順）

第1 中小受託事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

- 1 中小受託事業者の努力
- 2 委託事業者の努力

第2 発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項

- 1 **基本契約の締結（旧第8）**
- 2 契約条件の明確化及び書面等の交付
- 3 発注の事務の円滑化等
- 4 発注分野の明確化
- 5 長期発注計画の提示及び発注契約の長期化
- 6 発注の安定化、リードタイムの確保等
- 7 納期及び納入頻度の適正化等
- 8 設計図、仕様書等の明確化による発注内容の明確化
- 9 取引停止の予告
- 10 **知的財産の保護及び取引の適正化（旧第8）**

第3 中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

- 1 情報化への積極的対応

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

- 1 **中小受託事業者に対する威圧的交渉の禁止（旧第7）**
- 2 対価の決定の方法の改善
- 3 代金の支払方法の改善
- 4 納品の検査の方法の改善
- 5 支給材の支給及び設備等の貸与の方法の改善
- 6 金型、樹脂型、木型等の型又は治具に係る取引条件の改善
- 7 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

第5 中小受託事業者の連携の推進に関する事項

- 1 振興事業計画（新規追加）
- 2 特定連携事業

第6 中小受託事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項

- 1 一般的留意事項
- 2 自然災害等への対応に係る留意事項
- 3 **事業承継に向けた取組（旧第3）**

第7 受託取引に係る紛争の解決の促進に関する事項

- 1 受託取引の紛争に関する協議及び紛争解決のあっせん
- 2 受託取引に係る紛争の未然防止及び取引の適正化のための体制整備

第8 受託取引の機会の創出の促進その他受託中小企業の振興のため必要な事項

- 1 業種別ガイドライン及び自主行動計画
- 2 パートナーシップ構築宣言
- 3 計算書類等の信頼性確保
- 4 報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の円滑化
- 5 支援施策の活用
- 6 受託取引の機会の創出の促進

前文

本基準は、**受託中小企業振興法**（昭和45年法律第145号。以下「法」という。）**第3条第1項の規定に基づき経済産業大臣が定める、委託事業者及び中小受託事業者が「よるべき一般的な基準」**である。

本基準の目的は、受託取引における中小受託事業者の事業運営の方向性、委託事業者が行う発注の在り方等を示し、受託中小企業の振興を図ろうとするものである。

中小受託事業者の事業活動は、委託事業者の取引方針、発注の在り方に大きな影響を受けるものであり、まず何よりも、委託事業者と中小受託事業者の取引の公正と、これを通じた中小受託事業者の価値向上への意欲の確保と適正な利益の確保が図られなければならない。その上で、委託事業者と中小受託事業者の相互理解と信頼によって、**双方が適正な利益を得て、サプライチェーンの深い層の受託中小企業を含む、サプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、共存共栄・互恵的な取引関係の構築を促す必要がある。**

このため、委託事業者は、**直接の取引先の中小受託事業者のみならず、さらにその先の中小受託事業者も含めて、その提供する製品・サービス等の価値や潜在力を長期的かつ広範な視野から捉え、共存共栄を図っていくべきである。更に、需要者（顧客）も含めたサプライチェーン全体での適正取引が実現するよう、直接の取引関係にある委託事業者と中小受託事業者のみならず、さらにその先の中小受託事業者等を含めた、複数の取引段階にある事業者間で協力した取組が望まれる。**

中小受託事業者は、自らが提供する付加価値について正当な評価を受け、適正な利益を得るために、委託事業者に対し発注内容・契約条件の明確化、発注・対価の決定方法の改善を求めて協議・交渉を申し入れるなど、**法の適用対象が広いことも有効活用し、個別の取引において本基準の内容・考え方を積極的に活用することが望まれる。**また、脱炭素化、電子受発注の導入を始めとする情報化等の自助努力を行うべきである。

本基準は、中小受託事業者又は委託事業者の事業を所管する省庁（以下「事業所管省庁」という。）の担当大臣その他関係行政機関の長が、法の目的を達成するために行う指導、助言及び勧奨の根拠となる考え方を示すとともに、事業所管省庁が業種別に策定する「受託適正取引等の推進のためのガイドライン」（以下「業種別ガイドライン」という。）の策定又は改定に当たり参照されるものである。また、本基準は、事業者団体等による「自主行動計画」の策定又は改定に当たり主要な要素の一つとして参照されるものである。さらに、委託事業者及び中小受託事業者の望ましい取引慣行の遵守等を事業者の代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」のひな形の作成又は改定に当たり参照されることが期待される。

第1 中小受託事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

2 委託事業者の努力

委託事業者は、中小受託事業者が働き方改革、生産性の向上等に取り組むことができるよう配慮して、中小受託事業者の要請に応じ、中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上並びに経営管理及び人事・労務管理の改善に際し、助言、研修、従業員の派遣等の協力を行うほか、中小受託事業者に対する発注条件、取引条件等を設定するよう努める。また、中小受託事業者の脱炭素化、情報化等を支援し、他の事業者と既存の取引関係、系列、企業規模等を超えた連携を進めること等により、サプライチェーン全体における付加価値向上及び共存共栄の実現に努めるものとする。その際、脱炭素化に伴うコストは、サプライチェーン全体で負担し、中小受託事業者のみに負担が寄せられないように配慮する。

第2 発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項

2 契約条件の明確化及び書面等の交付

委託事業者は、発注内容が曖昧な契約とならないよう、中小受託事業者と十分に協議を行った上で、発注内容、納期、価格、付随費用（型、治具等の費用、運送費、保管費等をいう。）、支払手段、支払期日、仕様変更時の追加料金・算定方法等の契約条件について、書面等（電子メールその他の電磁的記録を含む。以下同じ。）による明示及びその交付を徹底する。

6 発注の安定化、リードタイムの確保等

(4) 委託事業者は、発注予定数量を中小受託事業者に提示し、その後、合理的理由なく発注予定数量と実際の発注数量に大きな乖離が生じた場合には、下請事業者から要請があったときは、その費用負担の軽減に配慮しつつ、中小受託事業者と十分に協議を行い、余剰となる製品在庫及び残材の買取りを行い、並びに労務費、外注費その他の諸経費の増加分を支払う等の措置を講ずるものとする。

8 設計図、仕様書等の明確化による発注内容の明確化

(1) 委託事業者は、契約後に不当なやり直しや受領拒否が生じないように、発注に際して中小受託事業者に対して示すべき設計図、仕様書等の内容を明確にするものとする。

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

2 対価の決定の方法の改善

(2) 委託事業者及び中小受託事業者は、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行うものとする。委託事業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。また、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。

その際、業界慣行に基づく一方的な対価の決定や、従前の対価からの一方的な減額を行ってはならないほか、委託事業者は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（令和7年公正取引委員会事務総長通達第13号。以下「取適法運用基準」という。）に違反行為事例として掲げられている「拒否等により委託事業者が協議に応じない例」、「詳細な情報提示要求により委託事業者が協議に応じない例」、「中小受託事業者が協議を求めた事項について必要な説明又は情報を提供しない例」を行わないことを徹底する。

3 代金の支払方法の改善

(2) 代金の支払は、取適法上、手形による支払が禁止されていることに鑑み、できる限り現金によるものとする。少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。なお、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む場合には、中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者は、振込手数料を中小受託事業者に負担させ、代金から差し引いてはならないものとする。

4 納品の検査の方法の改善

(2) 委託事業者は、(1)の規定により定めた検査の実施方法及び検査基準に基づき、納品後、速やかに納品に係る目的物等の検査を行うものとする。なお、検査の実施にかかわらず当該目的物を自己の支配下に置いた日を受領日とする。

第5 中小受託事業者の連携の推進に関する事項

1 振興事業計画

委託事業者、中小受託事業者及び当該中小受託事業者から委託を受ける中小受託事業者等は、中小受託事業者の技術の向上、生産性の向上、製品の改善等によって、さらにその先の中小受託事業者等への価格転嫁を含めたサプライチェーン全体での共存共栄を図るものとし、その際、**法第5条第1項の振興事業計画の活用も検討するよう努めるものとする**。また、振興事業計画を作成するに当たっては、以下の内容を満たすものとする。

(1) 振興事業計画の目標

中小受託事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上及び事業の共同化その他の下請中小企業の振興に関する事業であること。

(2) 振興事業の実施時期

振興事業計画の実施時期は、原則として1年以上3年以内とすること。

(3) 振興事業に必要な資金の額及び調達方法

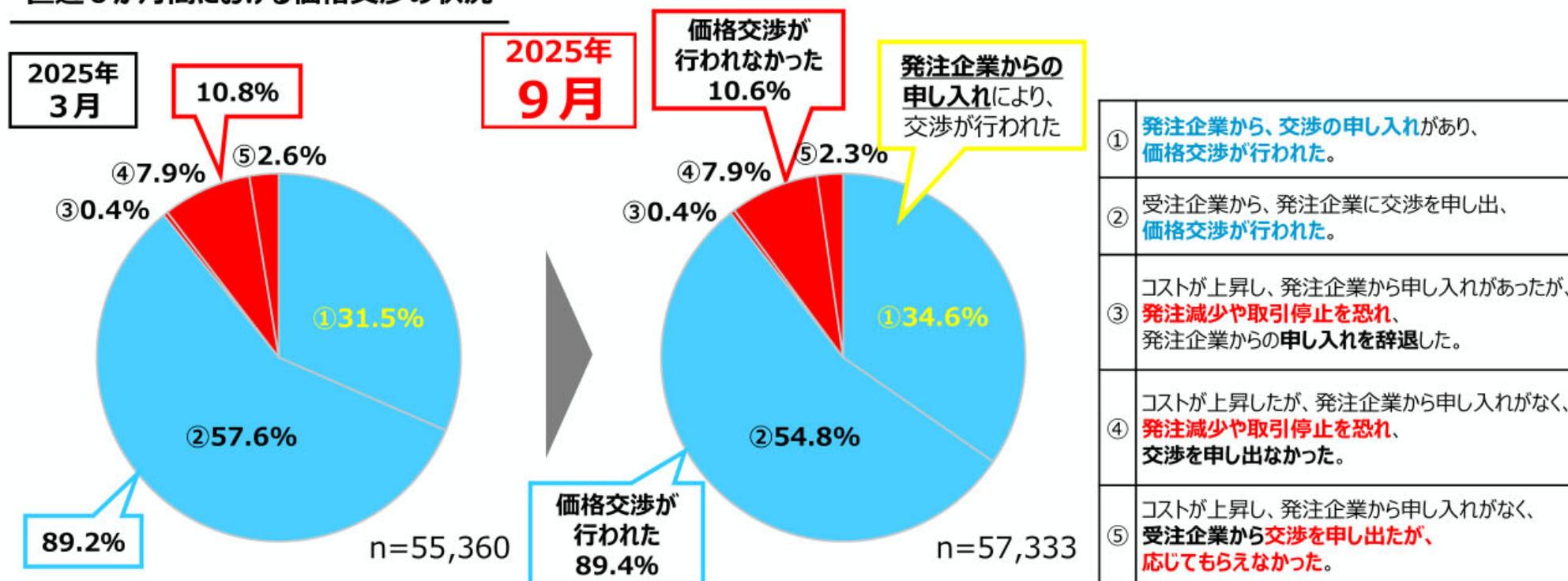
株式会社日本政策金融公庫からの借入れ又は独立行政法人中小企業基盤整備機構による高度化事業に係る資金の借入れを行う場合にはその旨及び金額を記載すること。

価格交渉促進月間

価格交渉の状況

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約**3ポイント増の34.6%**。
- 「価格交渉が行われた」割合（①②）は全体の**89.4%**。
- 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）はほぼ**横ばい**の状況（前回10.8%→10.6%）。
 - 発注企業からの申し入れは浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割。協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の施行・厳正な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる**機運醸成が重要**。

直近6か月間における価格交渉の状況

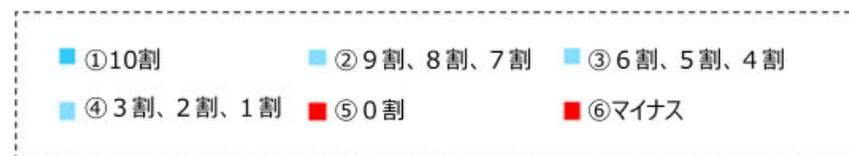
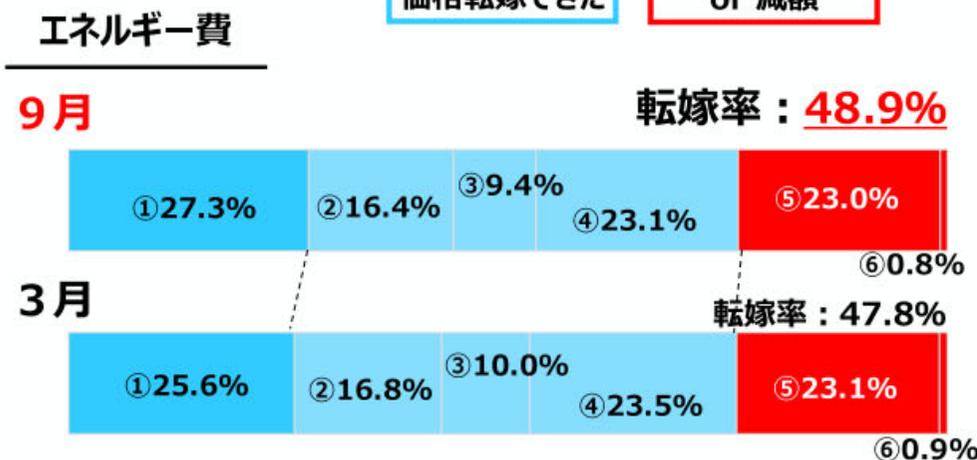
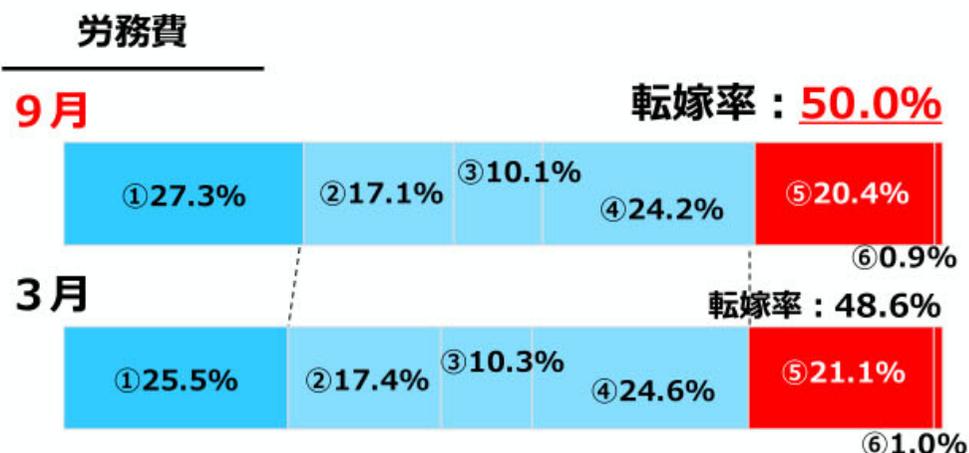
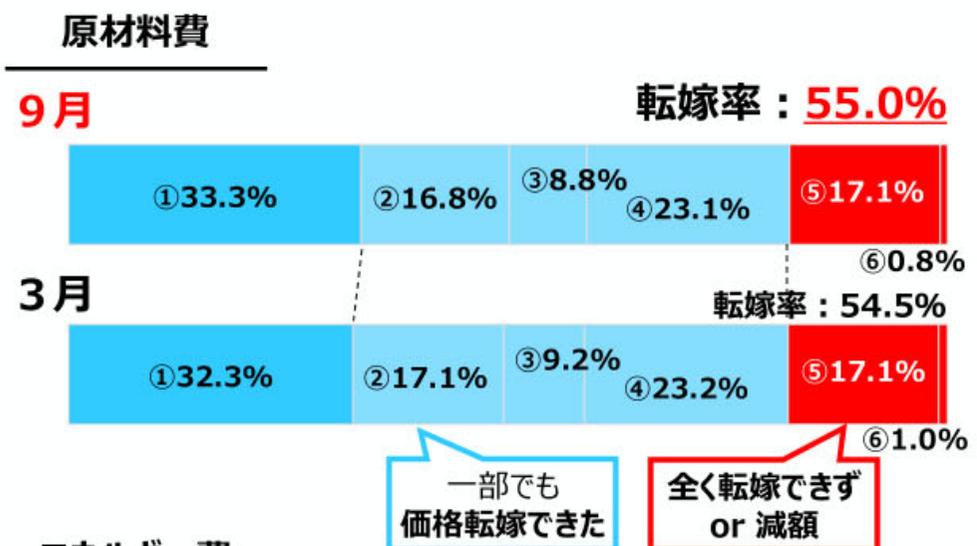


※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。

※本調査の回答は、下請法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

価格転嫁の状況②【コスト要素別】

- 労務費の転嫁率は、はじめて5割に到達したものの、原材料費と比較して約5ポイント低い。
- エネルギー費の転嫁率は、前回から上昇したものの、要素別では最も低い水準となっている。
 - 労務費に限らず、原材料費・エネルギー費を含めたコスト全般の価格転嫁を一層推進していく必要がある。

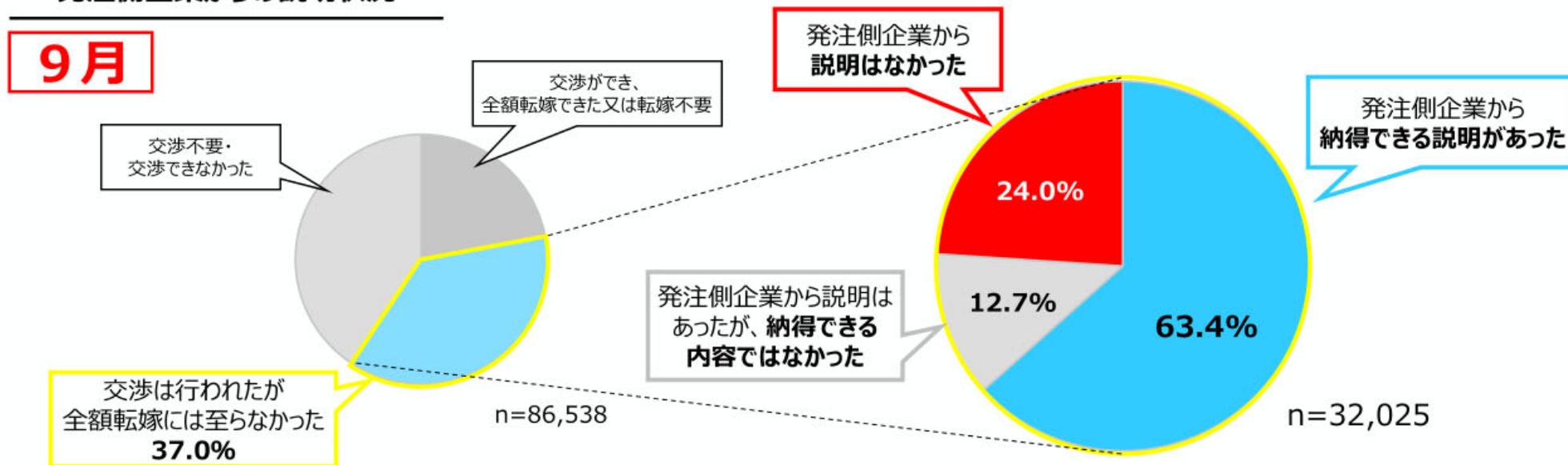


※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布

価格転嫁に関する発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、全額の転嫁には至らなかった企業（全体の37.0%）のうち、「発注側企業から説明はあったものの、納得できるものではなかった」又は「発注側企業からの説明はなかった」とする回答が約4割（前回38.2%→36.6%）。
- 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、**価格に関する十分な説明**も求めていく必要。
「**中小受託取引適正化法**」の施行により、価格協議において、**必要な説明又は情報の提供をしないことや一方的な価格決定が禁止**されるの旨の周知、対応の徹底を促していく。

発注側企業からの説明状況



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 値上げ交渉を行ったが、申し入れた金額は受け入れられず**一方的に金額を決められた**うえ、**転注を示唆された**。
- ▲ 根拠資料を提出して交渉を申し入れたが、**エビデンスが足りない**と一蹴され、協議に応じてもらえなかった。複数回申し入れたが、**3～4か月経っても返事がなく諦めた**。

パートナーシップ構築宣言

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義①

- 宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営する**ポータルサイトに掲載・公表**されます。
- 宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の**「ロゴマーク」**を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPRできます。また、**SDGSの目標と紐付けた活動のPRも可能**です。

■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト



【URL】 <https://www.biz-partnership.jp>



■ ロゴマーク

宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができます。



■ SDGSアクションプラン2023

SDGsを推進するための具体的な施策を政府がとりまとめた「SDGSアクションプラン2023」において、パートナーシップ構築宣言の推進が、以下の6つの目標に関する施策として登録されています。宣言内容に応じて、これらの目標と紐付けて自社の活動のPRいただくことが可能です。

- 3. すべての人に健康と福祉を
- 8. 働きがいも経済成長も
- 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10. 人や国の不平等をなくそう
- 13. 気候変動に具体的な対策を
- 17. パートナーシップで目標を達成しよう



「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義②

- **コーポレートガバナンス・コード**では、サステナビリティを巡る課題として、「取引先との公正・適正な取引」が新たに位置づけられた。
- また、**コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針**においては、**取締役会の役割**として、「パートナーシップ構築宣言」の**宣言状況・実行状況を監督**することが新たに位置づけられた。

■コーポレートガバナンス・コード

(東京証券取引所 令和3年6月改訂) 抜粋

【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】上場会社は、社会・環境問題をはじめとする**サステナビリティを巡る課題**について、適切な対応を行うべきである。

補充原則2-3① 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、**取引先との公正・適正な取引**、自然災害等への危機管理など、**サステナビリティを巡る課題への対応は**、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、**これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき**である。

■コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針 (CGSガイドライン)

(平成29年3月策定・平成30年9月、R4年7月改訂)

※2022年7月19日改訂CGSガイドライン抜粋

取引先との公正・適正な取引については、監督の具体的な方法の一つとして、「**パートナーシップ構築宣言**」**を行っているかどうか**についての状況や、宣言している場合にはその**実行状況**について**取締役会が監督**することが有益である。

勞務費轉嫁指針

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）

概要

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者のそれぞれが採るべき/求められる12の行動指針及びそれぞれの行動指針に該当する具体的な取組事例を記載。
- ✓ 行動指針に沿わない行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請法に基づき厳正に対処することを明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★発注者として採るべき行動／求められる行動

- ①経営トップの関与
- ②定期的な協議の実施
- ③説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- ④サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- ⑤要請があれば協議のテーブルにつくこと
- ⑥必要に応じ考え方を提案すること

★受注者として採るべき／求められる行動

- ⑦相談窓口の活用
- ⑧根拠とする資料
- ⑨値上げ要請のタイミング
- ⑩発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

★発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

- ⑪定期的なコミュニケーション
- ⑫交渉記録の作成、交渉記録の双方での保管

- 業所管省庁を通じて、業所管団体（1,873団体）に周知。
- 総理からも行動指針の順守を要請、関係省庁連絡会議にてフォローアップを行う旨、発言。
（政労使の意見交換 令和6年1月22日）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の改正について

改正の きっかけ

- ✓ 今年5月の下請法改正（法律名も「取適法」に変更。令和8年1月施行。）により、新たに「協議に応じない一方的な代金決定」が禁止されることから、同改正に対応する必要がある。
- ✓ 指針策定以降に公正取引委員会が実施した令和6年度及び7年度特別調査の結果や物流法改正を踏まえ、事業者にとって参考となる事例（グッドプラクティス）を追記する必要がある。

改正のポイント

- 下請法改正（取適法施行）を踏まえ、「発注者としての行動②」等において、受注者から協議の要請があった場合に、これに応じず一方的に取引価格を据え置くことは「協議に応じない一方的な代金決定」に該当する旨を明記。
- 令和6年度及び7年度特別調査の結果や各業法改正を踏まえ、下記のような業種において価格転嫁の取組がより一段進むよう、当該業界における先進的な取組（グッドプラクティス）を追加
 - ・ 注意喚起文書の送付件数が多い業種（例：情報サービス業、総合工事業）
 - ・ 受注者が価格転嫁を要請した割合が低い業種（例：放送業）
 - ・ 受注者が価格転嫁を要請した場合に取引価格が引き上げられた割合が低い業種（例：道路貨物運送業）
 - ・ 取引段階が深くなるほど価格転嫁が十分に進んでいない各種製造業（例：はん用機械器具製造業）
- 指針策定時固有の記載（指針策定当時の取引環境等に関する記載）の見直し
- 下請法改正に伴う所要の修正（例：「下請」の用語の修正等）